

大阪市長 横山 英幸 殿
浪速区長 幡多 伸子 殿

2024年6月 24日
浪速区国保をよくする会
代表 円山直子

完全統一を理由にした国保料減免制度の改悪を

行わないよう求める要望書

平素は、市民生活へのご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

大阪府は「国保府内統一化」の猶予期間を終了し、今年度から完全統一を強行しました。完全統一を受けて府下全ての自治体で国保料が値上げとなり、被保険者の苦境は深まる一方です。生活と営業を守るには減免制度の活用が欠かせません。完全統一の下でも、「大阪府国保運営方針」は地方自治法上の技術的助言であり（地方自治法第245条の4第1項）、国保料と減免の決定権は市町村にあります。貴自治体として被保険者の実態を踏まえ、簡素で柔軟な制度運用に努めるとともに、市民や現場に混乱が広がらないよう丁寧な説明・対応を求めます。このままでは、命と生活は守れません。公的責任を回復し、医療・社会保障を抜本拡充すべきです。以下を要望します。

【要請事項】

- 1、貴自治体として、法定外任意繰り入れや財政調整基金を活用し、直ちに国保料を引き下げること。
- 2、減免申請は申請時期に関わらず年度当初に遡及して適用すること。制度周知があまりに不足している実態に鑑み、昨年度までの減免申請書、添付書類による申請でも受け付けること。今年度の中小業者の経営不振の場合の必要書類があまりにも複雑で、負担が大きい。申請書類や収入算定方法の統一・簡略化など申請手続きにおける負担軽減に努め、簡素で柔軟な運用に見直すこと。
- 3、被保険者から納付困難の申し出があれば申請がなくても減免制度や納税緩和措置を案内し、積極的に活用すること。必要に応じて生活保護など他の制度へつなぐこと。
- 4、未就学児の均等割軽減を独自で拡充し、18歳まで対象とすること。災害減免を拡充し、「事業所」や「一部損壊」等も対象とすること。
- 5、減免基準だけでなく、減免事務運用、手引き、Q&Aを府民に公開し、市町村や府民からの要望・意見からを反映できる仕組みをつくるよう強く大阪府に求めること。

要望書とあわせて以下の件についても文書でご回答ください
(全て浪速区についてです)

●一昨年 昨年の減免申請数 認定数 認定額

●現在の資格証 短期証の発行数

●過去5年間の資格証 短期証の発行数 (各年度ごと)

●過去5年間の滞納額(各年度ごと)

●現在資格証になっている世帯の個別状況と資格証発行までの国保課の働きかけ (氏名住所等本人を特定できるものは必要としない)

☆年齢 家族数 所得 老人 子供の扶養の有無 本人 家族に病氣療養中の人はいるのか。資格証交付は何年継続しているのか。保険給付の一時差し止めは行われていないか。

☆納付指導の機会をどのように取って来たのか。(郵送 電話 訪問等) 特別の事情について調査はしたのか。被保険者証の返還をどのように求めたのか。特別の事情の届け出 弁明の機会の付与についてどのように周知したか

●一部負担金減免制度の申請数 認定数

●倒産 解雇など雇い止めによる離職で保険料が減額となった世帯数

●保険料を年金から天引きしている世帯数

●年金から天引きされている世帯で過年度分に滞納額がある世帯数

●後期高齢者医療制度に加入している浪速区民の数

●その内 保険料を普通徴収としている人数

●後期高齢者医療制度に加入している浪速区民のうち保険料を滞納している人数と滞納額

●後期高齢者医療制度に加入の浪速区民に対して発行している短期証 資格証の数 窓口
留置きの数

●後期高齢者医療制度加入の浪速区民の一部負担減免制度の申請数 認定数

●保険証の未交付が多いはずだが、交付するまでの訪問時間は朝何時から夜何時

●何人に財産調査をしてその内 差し押さえた人数と総額 (この総額が差押さえ額の何%
にあたるのか)